

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

(あすなら苑)

< 2025年10月1日 >

あすなら苑は介護保険の指定を受けています
指定番号 奈良県 2970300121

あすなら苑は、ご利用者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 基本理念

- 1) お年寄りから子どもまで、みんなが安心して暮らせる地域であって欲しい。
それが、私達の願いです。
- 2) 私たちは7つのことを大切にしています
①利用者の意見尊重 ②喜びの共有 ③みんなが安心できる家事・育児・介護
④生活の再建 生きる力を育む ⑤地域と共に歩む組織
⑥人を大切にする誠実な運営 ⑦学習する気風、笑顔と活気のある楽しい職場
- 3) 私たちは『あすなら10の基本ケア』の定着を目指しています。
①換気をする ②床に足をつけて椅子に座る ③トイレに座る ④あたたかい食事をする
⑤家庭浴に入る ⑥座って会話をする ⑦町内にお出かけをする ⑧夢中になれることをする
⑨ケア会議をする ⑩ターミナルケアをする

2. 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 協同福祉会
- 2) 代表者名 理事長 東浦 秀己
- 3) 法人所在地 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7
- 4) 設立年月日 1998年9月7日
- 5) 電話番号 0743-57-1165

3. 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 短期入所生活介護 1999年9月1日指定
指定番号 奈良県 2970300121
- 2) 事業所の目的 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に短期入所生活介護サービスを提供します。

- 3) 事業所の名称 あすなら苑
- 4) 事業所の所在地 奈良県大和郡山市宮堂町字青木 160 番 7
- 5) 電話番号 0743-58-4165
- 6) 管理者 石塚 由美子
- 7) 開設年月日 1999 年 9 月 1 日
- 8) 相談窓口担当 (生活相談員) 的場 修平
- 9) 利用定員 16 人
- 10) 居室の概要

以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は、原則として 1 人部屋ですが、ご利用者の心身状況や居室の空き状況により居室を決めさせていただきます。また、利用中にご利用者の心身状況により居室の変更もありますので、ご了承ください。

居室・設備の種類	室数	人数	備考
個室（1 人部屋）	4 室	4 人	
4 人部屋	3 室	12 人	
トイレ	7 ヲ所（各居室） 共有 4 ヲ所		

・上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。トイレは各居室（部屋）についていません。

11) 職員の配置状況

事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1 人

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 1 人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者他の機関との連携において必要な役割を果たします。

(3) 看護職員 1 人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

(4) 介護職員 7 人以上

介護職員は短期入所生活介護の提供に当たり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行います。

(5) 栄養士 1 人以上

栄養士は、利用者に対し、食事の管理と栄養指導をおこないます。

(6) 機能訓練士 1 人以上

機能訓練士は、施設で日常の生活能力の向上を目的とし、高齢者へのリハビリ訓練を行います。

(7) 医師 1 人以上

ご契約者に対して健康上の管理及び療養上の指導を行います。

- * 介護に直接携わる職員（医療・福祉関係の資格取得以外）に認知症介護基礎研修を受講し、認知症対応力の向上を進めていきます。

〈主な職種の勤務形態〉

職種	勤務形態
1. 医師	毎週 月・金曜日 午後2時00分～午後4時00分
2. 介護職員	午前7時00分～午後9時00分
3. 看護職員	午前9時00分～午後6時00分

ショートステイご利用の皆様は、それぞれの主治医がおられますので、基本的には治療が必要になった場合、ご自宅に帰ってから主治医に受診していただくことになります。

4. ショートステイが提供するサービス

1) ショートステイとは

- ① 要支援者、要介護者が当事業所に短期間入居し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
- ② 身体的に安定しており、継続的に治療が必要でない方が利用できます。

2) ケアプランに基づく個別ケアを実施します。

- ① ご利用者ごとの介護計画を作成し、その計画を基に介護を実施します。
お帰り際には、生活・介護状況を記録した報告書をお渡しします。

3) 体調の確認

- ① ご利用者ごとにご本人の様子を観察し体調を確認します。
- ② 高齢者は様々な病気による急変がありますので、主治医の診断があればその都度情報提供をお願いします。故意に情報提供せず、事故に至った場合は責任を負いかねます。

4) 体調不良時の対応

- ① 体調が悪く、必要と判断した場合は体温、血圧、脈拍を測定します。
- ② 体調不良と判断したときは、サービスを中止し帰宅していただく場合があります。
例) 発熱があり、体温が38℃を超える場合。
 - ・ 血圧などバイタルサインが普段と比較して異常値を示し、受診が必要と判断した場合。
 - ・ 普段みられない体のバランス不良、手足の麻痺症状がみられる場合。
 - ・ 浮腫があり、介護で改善がみられない場合など。
- ③ 体調不良のためサービス内容を変更する場合があります。
例) 発熱のため計画されていた入浴を中止するなど。

5) 事故の危険性とその対応

- ① ショートステイは慣れ親しんだ自宅から、不慣れな環境での生活になることから転倒される危険性が高くなります。事業所として介護で配慮は致しますが、完全には転倒を防ぎきれないことをご理解ください。

②転倒など事業所で起こったけがを理由に受診する場合があります。主治医がおられる場合は極力主治医に受診していただきます。主治医で診察できない場合は当事業所の協力病院で診察していただきます。治療にかかる費用はご家族で負担下さい。

③緊急時の対応

緊急の場合は救急車で搬送する場合があります。

＜協力病院＞

- | | | |
|-----------|------------------|--------------|
| 1) 田北病院 | 大和郡山市城南町 2-13 | 0743-54-0112 |
| | 診療科目：内科・外科 ほか | ベッド数：210床 |
| 2) 郡山青藍病院 | 大和郡山市本庄町 1-1 | 0743-56-8000 |
| | 診療科目：内科・外科 など | ベッド数：148床 |
| 3) 牧浦内科 | 大和郡山市額田部北町 479-3 | 0743-57-6595 |
| | 診療科目：内科・小児科 | |

＜協同福祉会の介護サービスの利用についてのごお願いと同意＞

1) 「あすなら 10 の基本ケア」に沿ってケアを行います。

①ケアプラン・介護サービス計画書（別紙）に同意してケアの提供を受けます。

②ご利用者・ご家族（代理人）は、「10 の基本ケア」の説明をうけて、協同福祉会のケアを理解してサービスの提供を受けます

③看取り期の話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考え方を注視し、10 の基本ケアのターミナルケアをするに沿い「ターミナルケアの意向伺い書」に記載をします。

2) サービスの提供中に万一の転倒により骨折が起こりうる場合があることに了承し、同意します。（管理者、介護職、看護師、所属長等が相談して介護サービス計画書に反映します）

①下半身筋力低下にともない、施設でも自宅でも転倒して骨折することがあります。転倒による骨折を減らすための機能訓練（生活リハビリによる下肢筋力維持訓練）に同意します。一切の拘束や薬による抑制はしないことに了承します。

②拘束は行いませんので（ベッド柵や手すりを廃止しています）、リスクとして転倒して骨折が生じる可能性があります。自宅や施設内での転倒骨折が生じても入院期間を短くし退院を促し生活リハビリを行うことを理解し了承します。

③生活リハビリに必要な福祉用具（あすなら仕様のリハビリタンス等）を設置するのに同意します。

3) パーキンソン病について

①薬が効いている時間帯とそうでない時間帯での状態が違いますので、薬が効いていない時間帯に急変があることを理解して介護を受けることに了承します。

②喉頭蓋の機能低下や筋力の硬直などが原因で誤嚥性肺炎や窒息のリスクを理解して

介護を受けることに了承します。

- ③パーキンソン病は進行していきますので、急変もあることを主治医から説明を受けて理解して介護を受けることに了承します。

4) 若年性認知症(65歳までに認知症を発病された人)のご利用者について

- ①特別体制として、人間力のある職員を配置しますが、突然に行方不明になったり、高いところから転落したりすることがあることを承知して介護を受けます。行方不明になった場合は職員が全力で捜索しますが、10分経過し、見つからない場合は警察に届け、協力をお願いして引き続き探すことに同意します。また、在宅の場合は日常的に協力できる地域の人をお願いしていくことに同意します。
- ②病気の進行の早い人が多いようですが、極力薬はやめて生活できることを優先する介護やオムツはやめて散歩、お出かけなどを優先する介護に同意します。
- ③職員や他の利用者へのセクハラなどがある場合は話を聞いて、対策と一緒に協議します。

5) お年寄り(おおむね75歳以上の人)は平均8つ以上の病気をもっていますので、病気と付き合って生活をしていくことを理解しています。

- 6) いままで、慢性疾患がなく健康な人が脳梗塞の発作に見舞われた場合は、発症後4時間以内なら回復の可能性が高く、救急救命・延命治療を受けることがよいので、そのような場合は救急車を呼ぶことに同意します。

7) お年寄り(おおむね75歳以上)は風邪等でも食べたものが逆流して喉に詰まることが多くなることを理解します。

- ①看護師、介護士で喉に詰まっているものを発見して取り除いてもらいます。
- ②主治医か救急車を呼び再逆流がなくなるのを確認してもらいます。
- ③喉に物が詰まり万が一、亡くなる場合があることを理解しています。

8) 事故が起きた場合はご家族(代理人)とケアマネジャーと事業所長(施設長、苑長、園長)、エリアマネジャー、総務担当職員が集まり話し合いをして保険対応します。

- ①医療費は自己負担でお願いします。
- ②介護保険制度に基づきケアプラン・介護サービス計画書にそって介護をしていますので、自宅と同じですので、そのことを理解して同意します。

9) 個人情報保護のため契約時に同意を頂いたご家族(代理人)との話し合いとなること、家族等への連絡も契約時のご家族から行うことを同意します。

6) 送迎

- ①通常実施地域の送迎が出来ます。

通常実施地域を超えた場合は、**1km毎に100円の送迎費**をいただきます。

- ②介助を実地するのは車の乗降までになりますので、出迎えをお願いします。
- ③ご利用前日に、お迎え予定時間を連絡します。時間の指定はお受けできかねます。
- ④迎え到着前に電話連絡をいたします。
- ⑤ご利用者の変動や交通渋滞等で送迎時間が前後する場合があります。
- ⑥送迎中の途中下車はお断りします。

送迎時間 当事業所 午後1時00分～午後2時00分発

7) 食事

- ①当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを基本にしています。

(食事時間)

- ・朝食：午前7時40分～午前8時30分
- ・昼食：午前12時00分～午後1時00分
- ・夕食：午後5時30分～午後6時30分

8) 入浴

- ②入浴又は清拭を週2回行います。
- ②1対1で対応し、寝たきりでも家庭浴槽を使用して入浴することができます。

9) 排泄

- ①ご利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行います。
- ②排泄の自立についても適切な援助を行います。

10) 機能訓練

- ①生活リハビリを中心にご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための日常生活動作訓練を実施します。

11) その他自立への支援

- ①寝たきり防止のため、離床を促します。
- ②生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう促します。
- ③清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

5. 利用料金の内訳と支払い

1) 介護保険適用料金 (別紙)

- ①ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金 (介護報酬告示上の金額) の自己負担割合に応じた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。
- ②高額介護サービス費の制度により、一定額以上の支払いには払戻しされる場合があります。
- ③社会福祉法人減免対象者で、認定証をお持ちの方は、ご利用者負担の一部が減額されます。

2) 1日あたりの滞在費と食費

	滞在費		食事
	多床室	従来型個室	
「基準費用額」	2, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	1, 9 0 0 円
「第 1 段階」 本人及び世帯全員が住民税非課税であって 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	0 円	3 8 0 円	3 0 0 円
「第 2 段階」 本人及び世帯全員が住民税非課税であって 合計所得金額＋課税年金収入額が 8 0 万円 以下の人	4 3 0 円	4 8 0 円	6 0 0 円
「第 3 段階」① 本人及び世帯主全員が住民非課税であって 合計所得金額＋課税年金収入額が 8 0 万円 超 1 2 0 万円以下の人	4 3 0 円	8 8 0 円	1 0 0 0 円
「第 3 段階」② 本人及び世帯主全員が住民非課税であって 合計所得金額＋課税年金収入額が 1 2 0 万 円超の人	4 3 0 円	8 8 0 円	1 3 0 0 円

※世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる
 方の場合は、施設利用・短期入居生活介護の居住費・食費の負担が軽減されます。
 詳しくは住居地市町村の介護保険担当課にご相談ください。

- ①食費 利用初日と利用終了日は飲食分のみ利用料金をいただきます。
 （朝食 3 0 0 円 昼食 8 0 0 円 夕食 8 0 0 円）、おやつは別途 1 0 0 円
 - ②理髪、美容、レクリエーション、クラブ活動等の希望による利用、参加材料費は実費をいただきます。
 - ③ご利用者が希望される日常生活費の購入代金、電話代等は実費をいただきます。
 - ④エンゼルケア費（ご相談して亡くなられた後の身体を整えます）
 1 回あたり 6, 0 0 0 円（顔あて、ガーゼなどの物品を含む）
- * 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までに説明します。

3）利用料金の支払い方法

- ① 1 ヶ月ごとに計算し、月末締めで翌月 1 5 日頃に請求額を発送致します。利用翌月の 2 7 日（祝祭日の場合は翌日）に登録いただいている口座から引き落としさせていただきます。
- ② 当月分が引き落とし出来ない場合は、次月に 2 ヶ月分をまとめて引き落としさせていただきます。

4) 複写物の交付

ご利用者は、サービスに提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（1枚につき20円）をご負担いただきます。

5) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- ②ご利用者が、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合、事業所は1日分の利用料の全部または一部を請求する事があります。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。
- ④ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することが出来ます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 事故発生時の対応

- ①ご利用者に対するショートステイの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ②事故発生防止のための指針の整備、発生または防止するための委員会開催や研修会の計画と実施をします。

7. 感染症対策の強化と業務継続に向けた取り組み

- ①感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施を行います。
- ②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスの業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施を行います。

8. 緊急時における対応方法

ショートステイの提供中に、ご利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

9. 非常災害対策

ショートステイサービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

10. 人権擁護や虐待の防止について

虐待防止の推進のため、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行い、担当者を設置し適切に実施します。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 1. 身体拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないため次の措置を講じます。

- ①身体拘束等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備をします。
- ③従業者に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

1 2. 秘密保持

当事業所の従業者は、業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密保持を厳守します。

当事業所の従業者であった者が業務上知り得たご利用者または、ご家族の秘密を漏らすことのないように、必要な措置を講じます。

1 3. 個人情報の保護

当事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

1 4. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価は行っていますが、地域住民の方の話を聞く「ケアラーの会」を定期的を開催しています。

1 5. 相談の受付について

- ①相談窓口 担当者：あすなら苑 ショートステイ
- ②相談受付時間 午前9時00分～午後5時00分（年中無休）

16. 苦情の受付について

1) 苦情相談窓口（協同福祉会）

①事業所

担当者：あすなら苑 施設長・事務長

電話	0743-58-4165
FAX	0743-57-6133

②法人本部

担当者：協同福祉会 経理総務部 課長

電話	0743-57-1165
FAX	0743-57-1170

③受付時間 午前9時00分～午後5時00分（年中無休）

また、苦情、意見受付ボックスを窓口カウンターに設置し
第三者委員会に提出しています。

2) 行政機関その他苦情受付機関

①大和郡山市 介護福祉課 電話 0743-53-1151

②奈良県国民健康保険団体連合会

受付番号	0744-21-6811
FAX	0744-21-6822
フリーダイヤル	0120-21-6899

③奈良県社会福祉協議会 電話 0744-29-0100

17. サービス利用にあたっての留意事項

- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
 - 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
 - 所持金品は、自己の責任で管理することを基本とします。
 - ・金銭の持ち込みによる盗難、紛失などの責任は負いかねます。
 - ・貴重品（貴金属類）、補聴器、義歯、眼鏡、腕時計についてはお預かりできません。
- お預かりしていない所持品の紛失や破損などの責任は負いかねます。

年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

法人名	社会福祉法人 協同福祉会
事業所住所	奈良県大和郡山市宮堂町字青木 1 6 0 番 7
事業所名	あすなら苑
説明者	氏名 _____

私は、本書面により、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者	住所 _____
	氏名 _____

代理人 (ご家族)	住所 _____
	氏名 _____

(ご利用者との続柄 _____)